

国際機構としての国際刑事裁判所

設立文書 ローマ規程

- [Core Legal Texts](#) の Rome Statute of the International Criminal Court
- [ローマ規程当事国](#)

法的地位

- 4 条

裁判官

- 36 条
 - [裁判官](#)

検察官

- 42 条
 - [検察局](#)

対象犯罪

- 5 条から 8 条 bis
- 9 条 上記 Core Legal Texts の Elements of Crimes

管轄権

- 12 条 2 項 “if one or more of the following States are Parties”
- 非当事国国民を被疑者・被告人とすることをどう正当化する？
- [ロヒンギャ問題](#)
 - 前提 ミャンマーは非当事国、バングラデシュは当事国
 - [2018 年決定](#)
 - ◇ 19 条 3 項に基づく手続
 - ◇ 問題 12 条 2 項(a)に基づく管轄権行使が認められるか
 - パラ 35 ミャンマーの主張 [条約法条約](#) 34 条の精神に反する
 - パラ 37-48 客観的法人格
 - 構成要件の一部はバングラデシュで
 - ◆ パラ 60 7 条 1 項(d) “deportation”
 - ◆ パラ 64 12 条 2 項(a)
 - ◇ パラ 65 条約法条約 31 条 3 項(c)
 - ◇ パラ 69 条約法条約 31 条 1 項

- [2019 年決定](#)¹
 - ◇ 15 条に基づく手続
 - ◇ 問題 捜査の開始は認められるか
 - パラ 43 2018 年決定支持
 - パラ 52 7 条 1 項(d) “deportation” 構成要件文書パラ 1
 - パラ 61 actus reus の一部が当事国にあれば管轄権行使可

- [アフガニスタン問題](#)
 - 前提 アフガニスタンは当事国
 - [2019 年決定](#)
 - ◇ 15 条に基づく決定
 - ◇ パラ 23-24 米軍と CIA の行為
 - ◇ パラ 50 アフガニスタン内の行為 12 条 2 項(a)
 - ◇ パラ 94-95 「司法の利益」(53 条 1 項(c)) に反する
 - ◇ 主文 捜査開始すべきでない
 - [2020 年上訴審判決](#)²
 - ◇ パラ 34, 37 15 条は 53 条に言及していない
 - ◇ パラ 45 予審部は管轄権内に収まりそうかだけを判断すべき
 - ◇ パラ 79 捜査開始して良い
 - 米の反応
 - ◇ [国務長官声明 2020 年 6 月 5 日](#)
 - ◇ [大統領令 13928](#) 2020 年 6 月 11 日
 - ◇ [国務長官声明 2021 年 3 月 3 日](#) (パレスティナ)
 - ◇ [大統領令 14022](#) 2021 年 4 月 1 日
 - [国務長官声明 2021 年 4 月 2 日](#)
 - ◇ [国務長官声明 2022 年 7 月 14 日](#) (ウクライナ)
 - ICC 管轄権の根拠 [ウクライナによる受諾](#) 12 条 2 項
 - ◇ [条約当事国会議での米大使発言](#) 2022 年 12 月 9 日

- 米以外の国による反発
 - アフリカ諸国³

¹ 竹村仁美「国際刑事裁判所規程非締約国に関する犯罪に対する国際刑事裁判所の管轄権」[国際法研究](#) 9 号 (2021 年) 181 頁。

² 越智萌「国際刑事裁判所検察官の訴追裁量に対する裁判部による統制の範囲」[国際法研究](#) 9 号 (2021 年) 190 頁。

³ 稲角光恵「[国際刑事裁判所 \(ICC\) とアフリカ諸国との確執](#)」[金沢法学](#) 56 卷 2 号 (2014 年)

- ◇ [ブルンジの脱退](#)
- ◇ [南アの脱退](#) ただし[撤回](#)
- ◇ [ガンビアの脱退](#) ただし[撤回](#)
- ◇ [アフリカ連合総会決議 13\(XIII\)](#) (2009 年)
- [フィリピンの脱退](#)